

生活保護費詐欺事件に関する報告書

平成20年4月22日

滝川市長 田村 弘

目 次

- 1 第三者委員会からの検証報告を受けて・・・・・・・・・・ 1
- 2 福祉事務所の再発防止策と市役所全体の改善策・・・・・・・・ 3
 - (1) 福祉事務所の再発防止策・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 市役所全体の改善策・・・・・・・・・・ 5
- 3 生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項及びその対応・・ 8
 - (1) 公営住宅家賃の問題・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 逮捕勾留期間^{こう}の生活保護費不正受給の問題・・・・・・・・ 8
 - (3) 市役所各部署へのクレーム等・・・・・・・・・・ 9
- 4 市長、副市長及び関係職員の処分等について・・・・・・・・ 9
 - (1) 市長及び副市長に対する処分・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 関係職員に対する処分・・・・・・・・・・ 10
- 5 国庫負担金及び損害額への対応・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 生活保護法施行事務に係る改善措置への対応・・・・・・・・ 10
 - (2) 被告人に対する生活保護費の返還請求及び損害賠償の訴え・ 11
 - (3) 国庫負担金の返還を求められた場合の補てん方針・・・・・・・・ 11
- 6 確実な実行と市民への説明責任・・・・・・・・・・ 12

生活保護費詐欺事件において、長期にわたり巨額の保護費を支出し続け、行政への信頼を大きく揺るがせたことは、市民の付託に応え市政を執行する立場にある市長として重い責任を痛感しています。市民の皆様に心からおわび申し上げます。

事件発生後直ちに市役所内部の検証委員会を設置し、事実に基づく検証を行い、本年1月末に「内部検証報告書」を作成しました。

その検証結果について、さらに専門的・法的視点や市民目線での客観的かつ公正な検証と再発防止の提言をいただくため、専門家及び市民代表による滝川市生活保護費詐欺事件検証第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、精力的な作業と議論をいただき「第三者委員会報告書」の提出を受けました。

私は、この検証報告を厳粛に受け止め、このたびの事件を生んだ生活保護行政の執行について、著しく行政に対する信頼を失墜させたことを謙虚に反省し、徹底した再発防止策と市役所改革を進めてまいります。この報告書は、第三者委員会の検証報告を受け、新たな決意の下に再発の防止と信頼の回復を進める基本の方向性を明らかにしたものであり、常に点検しつつ、確実に実行してまいります。

1 第三者委員会からの検証報告を受けて

第三者委員会には、「事実に基づき、客観性を持って、市民の目線を重視し、行政の対応に問題がなかったのかを検証し、今後の改善に向けた方向性を示す」ことを基本スタンスに精力的に検証を進めていただきました。

これらの検証結果を真摯かつ厳粛に受け止め、このような不祥事や問題が再び起きないように決意を新たにして、ご提言を達成するための取組を徹底して具体策を講じつつ実行します。

第三者委員会では、なぜこのような巨額の生活保護費が長期にわたって支出され続けたのか、どこに問題があり、どのような対応が必要だったのか等、様々な角度から検討され、医師や北海道職員への事情確認等も行われ、検証がなされたところです。通院移送費支出の判断や福祉事務所及び市長・副市長の対応に厳しいご指摘をいただきました。これまでの検証結果から、行政対応の根底には4つの大きな問題がありました。

第1は「行政の執行責任者としての対応の不十分さ」です。

生活保護事務については福祉事務所長への委任事務とはいえ、今回のケースについては、市長は指揮監督権を、副市長は監督権を有する者として、具体的な情報を知り得た時点で直接問題解決にかかわり、徹底した調査対応を指示すべきでした。

行政の執行責任者として、危機管理の徹底に不十分さがありました。

第2は「行政執務における徹底の不十分さ」です。

医師の判断や北海道への相談などを根拠にして行った対応は、責任を持って最終判断を行うことを担う福祉事務所として十分なものではありませんでした。第三者委員会の指摘にもあるように、更なる病状調査や検診命令の措置をとるべきであり、生活状況等の把握においても、より踏み込んで講ずべき手段があったと考えます。「慣例を突き破って、もう一步前に進み出るべき」でした。

第3は「公金支出に対する税意識の不十分さ」です。

生活保護費は国民の税金で賄われており、公金の意識を徹底し、保護の実施にあたるべきでした。支出にあたっては、「他人のお金」意識ではない、「自分のお金」意識で強い倫理規範を持って執行していくことが必要でした。公金支出に対する事前チェック、事後の監視についても不十分さがありました。

第4は「問題に対する組織的対応の不十分さ」です。

第三者委員会の指摘にもあるように、この世帯は、夫が元暴力団員であり、いわゆる処遇困難ケースです。担当者は、査察指導員とともに上司の指示を仰ぎ、また、管理職も積極的に関与し組織的対応をすべきであり、事務引継ぎを含め、組織として問題への取組が十分だったとは言えません。

福祉事務所の組織強化や処遇困難ケース、危機管理への迅速な対応が必要でした。

行政は、様々な法律や制度の下で行われており、法令遵守は最も基本的な事項です。制度上・手続上支給せざるを得ないという判断に基づき、一般国民であれば支払うことのできない巨額の移送費の支出を行ったことに対する生活保護法（以下「法」という。）上の判断は、今後、厚生労働省等によって行われますが、このような事案については、徹底した再発防止策を講じ、市民福祉の向上に持てる力を最大限発揮してまいります。

さらに、第三者委員会からは、4点の具体的な提言をいただきました。提言をいただいた「即時対応能力の向上」「管理職の意識改革」「公金の取扱いに対する公務員意識の改革」「組織的な危機管理能力の向上」の指摘を真摯に受け止め、福祉事務所における改革と市役所全体における改革を実行します。

2 福祉事務所の再発防止策と市役所全体の改善策

(1) 福祉事務所の再発防止策

このたびの生活保護費詐欺事件については、社会に大きな不信を引き起こし、生活保護制度に対する信頼を大きく損なうことになりました。

これらの問題が生じた要因として、処遇困難ケースに対する対応能力及び福祉事務所としての組織的な対応が十分に機能していなかったものと判断し、このような事件の再発防止に向けた改善策を講じてまいります。

より厳格で公平・公正な事務の実施、チェック体制を強化するために、5つの視点から具体的改善策に取り組みます。

第1は「事務手続の改善」です。

各種扶助の支給に際し、業者等の見積りについては、申請主義を基本としつつも、業者等の選定と価格の妥当性について、市場価格の調査・検証を行い、客観的かつ常識的な視点で確認できる体制を構築します。

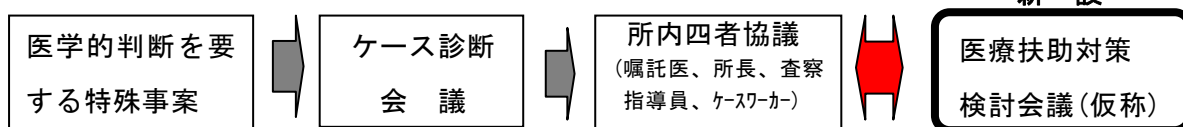
第2は「医療扶助の実施体制の強化」です。

平成20年4月1日付けで厚生労働省社会・援護局長から生活保護法による医療扶助運営要領の一部改正についての通知がありました。この通知に基づくもののほか、特に市外への通院又は入院に係る医療機関の選定、通院日数、さらに通院移送に係る給付の範囲、移送手段、移送費の金額等について具体的に定めた滝川市としての「医療扶助の適正な執行に係る指針」を5月を目途に策定し、より実践的な対応を図るとともに、医療機関への受診継続等に疑義があると認められる場合は、法第28条の規定に基づく検診命令により、必要な指導を行います。

さらに、医学的判断を必要とする特殊な事案については、嘱託医との事前協議を徹底するとともに、保健医療機関の関係者による「医療扶助対策検討

会議（仮称）」を新たに設置し、情報提供と併せてそれぞれの意見を求めるなど、適正かつ公正な医療扶助の実施体制を構築します。

第1図 医療扶助の実施体制の強化



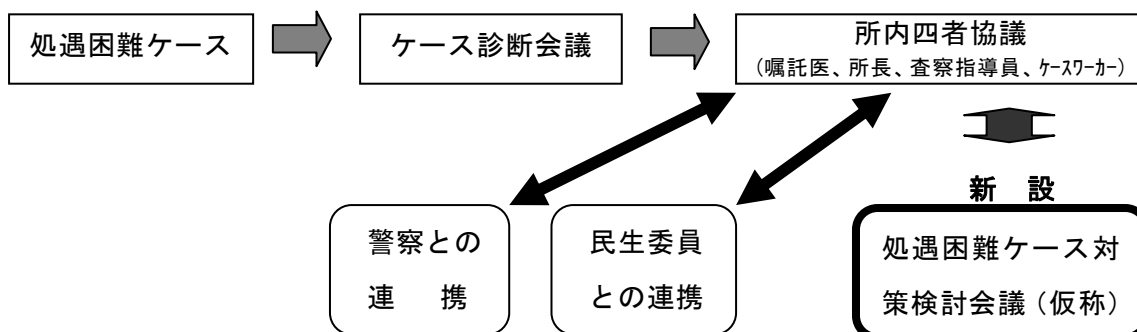
第3は「生活状況等把握の徹底」です。

被保護者の生活状況等を把握し、処遇に反映するとともに、自立助長のための指導を行う目的で、訪問計画に基づき定期的な訪問を行っていますが、特に、処遇困難ケースについては、査察指導員の同行による月に複数回の訪問面談を行うとともに、必要に応じて管理職同行による訪問調査を行います。また、民生委員との情報交換等、協力体制を一層強化し、生活状況等の把握の徹底を図ります。

第4は「福祉事務所の組織体制の強化」です。

処遇困難ケースへの対応については、関係機関との連携はもちろんのこと、査察指導員、ケースワーカーのみならず、所長等管理職を含め組織全体で対応し、それぞれの事案に係るケース診断会議を充実させ、組織的な決定を行います。また、顧問弁護士、嘱託医、元警察官を含めた「処遇困難ケース対策検討会議（仮称）」を新たに設置し、同時に警察署及び民生委員との連携をより深め、組織体制を強化します。さらに、ケースワーカーの増員（被保護世帯70ケースに対し1人を配置。※社会福祉法では80ケースに対し1人）を図り、個別のケースワークを強化します。

第2図 福祉事務所の組織体制の強化



第5は「職員の意識改革」です。

市職員として全体の奉仕者であるとともに、ケースワーカーとしての果たすべき職責を明確にし、相互の研さんに努めます。また、被保護世帯の自立助長を促進する幅広い指導能力を培うため、他市との情報交換や研修会を開催するなど、職員の資質向上を図ります。

所長等管理職においても、保護の決定にあたっては、広い視点で要否の検討を行うとともに、常に危機管理意識を持って対応します。

(2) 市役所全体の改善策

このたびの事件を受け、市役所全体として何が課題なのか、今後どうあるべきなのかを検討するため、本年1月、市役所内部に行政経営システム改革推進本部を設置し、課題解決のための方策を検討してまいりました。

その結果、「市民の皆様信頼される市役所」づくりを目標に、そのために職員個々が意識を変え、自覚と責任を持って行動するプロ職員を目指し、プロ職員の集合体である職場が、自主性を持って業務を行うための「市民の皆様信頼される市役所」づくり推進プランを策定することとしました。

このプランを着実に実行していくことにより、第三者委員会から再発防止に向けていただいた4つの具体的提言の課題解決を図り、信頼される市役所づくりを職員一丸となって強い決意を持って取り組んでまいります。

第1は「即時対応能力の向上」です。

職制ごとの職場研修や集合研修を抜本的に見直し、職務執行の能力開発を進めるとともに、特に、直接市民と接する窓口業務や対人折衝を求められる職員に対する研修を重点的に行います。

重要課題については、職場内における情報の共有化と議論の徹底を庁議等を通じて図るほか、事例集を作成し、共通認識を高めて危機管理能力と即時対応能力の向上を図ります。

第2は「管理職の意識改革」です。

能力開発研修を部長職をはじめ管理職全体へと広め、管理監督職員の資質向上を図り、部下職員への的確な指導及び監督を徹底します。

組織の目標を明確にし、管理職としてのリーダーシップを十分発揮するため、毎年度、各部各課における「運営方針と目標」を定めます。

第3は「公金の取扱いに対する公務員意識の改革」です。

公金は「血税」であるとの強い自覚を持って、職務の執行にあたります。

職員は市民全体の奉仕者であり、公金は公共の利益のために最小の経費で最大の効果を上げるという基本認識を改めて確認しつつ、市民の皆様に納めていただいた税金を、このたびの事件を通じて厳しく指摘を受けた「他人のお金」の感覚で取り扱うことが決してないよう自らを戒めつつ、誠実な職務の執行にあたります。

予算の執行にあたっては、適法性、緊急性、重要性、効率・効果性、経済性、財源性等のチェックを慎重に行い執行します。

第4は「組織的な危機管理能力の向上」です。

危機管理においては、トップダウンによる指揮・統制が必要との強い認識を持って、市長、副市長及び部長の危機管理研修を実施し、危機管理に関する意識と体制を強化します。

また、組織を管理する立場にある者は、苦い経験から教訓を学び、それを現在や将来に生かすために、情報の共有化を図る仕組みを作ります。

さらに、公益通報制度及び不当要求行為等対策を柱とした条例を制定し、防災だけではなく事故・事件及び防犯を含めた総合的な危機管理体制を構築します。

これらに加えて、推進プランでは「市民の皆様に信頼される市役所」づくりのため、多くの取組を行いますが、市民の皆様の視線に立って、意識・行動・システムを変革するために、市役所職員全員が一丸となってプランの推進に取り組んでまいります。

第1表 「市民の皆様信頼される市役所」づくり推進プラン（抜粋）

I 人が変わる（意識・行動改革）

組織の目的（市民に信頼される市役所づくり）に
向けた職員の意識改革を進める「4つの視点」

顧客本位の
価値創造

独自能力の
研さん

会話の重視・
議論の徹底

社会と調和
する

視 点	項 目	施 策	目指す姿
顧客本位の 価値創造	顧客満足の理 解・推進	1 市民ニーズの把握 2 情報の積極開示	・市民と認識を共有している ・市民の満足度が高くなる
独自能力 の研さん	プロとしての 人材育成・能 力開発	3 職員研修・能力開発 4 人事評価・目標管理	・職員の能力が最大限発揮される ・最高の市民サービスを提供でき る
会話の重 視・議論 の徹底	議論のすすめ	5 職場内ミーティングの徹 底 6 ケーススタディの実施 7 オフサイトミーティング の実施	・時代の求める資質を備えた自治 体職員 ・職場全体で課題解決・目的遂行 に取り組む
社会との 調和	コンプライア ンスの推進	8 倫理・行動指針の作成 9 業務マニュアルの作成	・品質の高い仕事ができている ・問題を起こさない

II 組織が変わる（組織改革）

目的達成のために意思決定の仕組みを強化する「土台づくり」

部目標の設定、管理

制度・システムの改善

項 目	施 策	目指す姿
部目標の 設定、管 理	10 「各部の運営方針と目標」の設 定・管理 11 業務計画の進行管理 12 政策・予算協議改革	・組織の方針、目標の明確化と共有化 ・経営感覚のある組織運営
制度・シ ステムの 改善	13 組織機構改革 14 不当要求行為等対応システムの 検証・確立 15 庁議改革	・職員全体で課題を共有し課題解決を図る 体制 ・少ない職員でも全体として力を発揮でき る市役所

3 生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項及びその対応

生活保護費詐欺事件との直接の関連性はありませんが、この世帯と市役所とのかかわりで、公営住宅家賃の問題、生活保護受給中における逮捕勾留^{こう}、市役所各部署でのクレームなど様々な事項が指摘されています。

第三者委員会では、主にタクシー通院移送費に関する詐欺事件を中心に検証がなされたことから、移送費以外の事項について、その内容及び対応についてご報告します。

(1) 公営住宅家賃の問題

この世帯は、平成12年11月まで公営住宅に入居していましたが、住宅退去（住宅の明渡し）について不適切な取扱いがありました。実際に退去しているにもかかわらず、「明渡し届」の提出がない（滝川市営住宅条例第38条第1項）ことを理由に、退去後の住宅に家賃を賦課し、結果的に家賃の滞納金額を膨らませることとなり、さらに、次の入居希望者への住宅提供を遅らせる結果となりました。

今後、入居者の無届での退去に際しては、届出の有無にこだわることなく、市長が明渡しの日を認定（同条例第16条第4項）し、次の入居希望者を入居させることができるよう、取扱いを徹底します。

なお、この世帯の公営住宅家賃の滞納金額は、本来であれば賦課すべきではなかったものであることから、時効が完成し不納欠損処理済みのものを除き、賦課決定を取り消します。

(2) 逮捕勾留^{こう}期間の生活保護費不正受給の問題

平成20年2月19日に札幌地方裁判所滝川支部において、夫婦に対する初公判があり、冒頭陳述の中で平成15年1月にも逮捕事実があることが明らかになりました。

平成15年当時の逮捕勾留^{こう}期間の生活保護費の支給について調査を行った結果、当時、福祉事務所では勾留^{こう}事実が把握できず、生活保護費の支給が継続されていたことが判明しました。

居宅訪問の際にこの世帯から届出がなく、逮捕事実を知るすべがなかったとはいえ、勾留^{こう}期間は生活保護費を停止することになっており、適正な執行

がなされなかったことは誠に遺憾です。

今後は、生活状況等の把握の徹底を図るとともに夫婦に対し法第78条の規定により、生活保護費の返還を求めてまいります。

(3) 市役所各部署へのクレーム等

上記の事案以外のこの世帯にかかわる市役所へのクレーム等について調査したところ、夫からは、市立病院で職員が胸を拳で殴られた件をはじめ、子どもの関係や市役所各課の窓口処理などに対するクレーム等が多いことがわかりました。個々のクレーム等については、各所管課において詳細な説明等を行い解決が図られているものの、全庁においてこれらの情報が共有されていなかったことも、こうした事件の外因と考えられます。

市役所へのクレーム等については、この世帯に限った事象ではなく、昨年は税務課職員が暴行を受けたことから、滝川市不当要求行為等対策要綱に基づき、警察に告訴した例もあります。

今後、クレーム等については、その情報の共有化を図り、組織的な対応に努めるとともに、元警察官を採用し相談体制の強化や不当要求行為等への対応の充実を図ってまいります。

4 市長、副市長及び関係職員の処分等について

第三者委員会からの検証報告と、生活保護費詐欺事件以外で問題となった事項を併せ、市長、副市長の処分及び関係職員の処分を決定します。関係職員の処分については、滝川市職員懲戒審査職員会議（理事を委員長とする9人の部課長職員で構成）に諮問し、同会議において慎重に審議しました。

処分等の決定においては、地方公務員法に基づき、滝川市における過去の処分の状況及び他の自治体における処分の状況等を勘案し、次のとおり厳正に行います。

(1) 市長及び副市長に対する処分

市長は指揮監督権を、副市長は監督権を有する者として、必要な責任を十分果たさなかったことにより、結果として、多額の公金が詐取され、行政への信用を著しく失墜させたことに対する責任として、次のとおり給与を減額

します。

市長 平成20年1月から12月までの12か月間、給料月額100分の50を減額（既に減額している4か月間分を含む。）

副市長 平成20年5月から10月までの6か月間、給料月額100分の30を減額

（2）関係職員に対する処分

今回の事件等に関係した職員の一連の行為について、地方公務員法第30条（服務の根本基準）、同法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）及び同法第35条（職務に専念する義務）に照らして処分します。

処分の主な内容は、多額の移送費支出にもかかわらず、管理監督責任を十分果たさず、組織的な対応を十分に取らなかった当時の福祉事務所長及び担当課長に対して「停職2か月」、以下、責任の度合い等を考慮して、「減給10% 6か月」が2人、「減給10% 4か月」が1人、「減給10% 2か月」が1人、「減給10% 1か月」が3人、「戒告」が3人の合計12人の処分を行います。

なお、懲戒処分に該当しない7人に対しては「嚴重注意」とする服務上の措置を行います。

5 国庫負担金及び損害額への対応

（1）生活保護法施行事務に係る改善措置への対応

生活保護費の支給に関する事務処理について、本年2月に厚生労働省の現地調査、同3月に会計検査院の現地調査が行われました。

生活保護費詐欺事件に係る保護費支給の経過、経理事務処理等について調査が行われ、適正かつ公正に処理されているか、また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）に基づき適正に処理されているか判断が行われる予定です。

現在、既に再発防止に向けた各種対応を進めておりますが、本年4月中に北海道の特別事務監査に基づく改善措置について、北海道及び厚生労働省に提出する予定であり、国及び北海道の指導・助言を仰ぎながら、再発防止に

万全を期した対応を進めます。

また、国庫負担金については、仮に支出が不適正と判断された場合は、補助金等適正化法に基づき返還が求められることとなります。その時期については定かではありませんが、会計検査院から厚生労働省に指摘事項が示され、厚生労働省が滝川市に対して国庫負担金の返還を求めることとなります。

(2) 被告人に対する生活保護費の返還請求及び損害賠償の訴え

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた被告人4人に対しては、法第78条の規定により、生活保護費の返還を求めてまいります。

さらに、詐欺により不正受給した被告人4人に対し、損害賠償を求める民事訴訟を起こす予定であり、債権確保を図るため、本年2月に民事保全法に基づき、タクシー会社に対し債権等の仮差押えを行いました。

今後、取り得る法的措置を適正に講じてまいります。

(3) 国庫負担金の返還を求められた場合の補てん方針

国から国庫負担金の返還を求められた場合の補てんについては、「最終的に税の投入をしない仕組み」により、期限を定めて処理することとします。

返還額が明らかになった段階で市負担分を含めて詳細な返還方法を策定しますが、現段階においては次のような仕組みを検討しています。

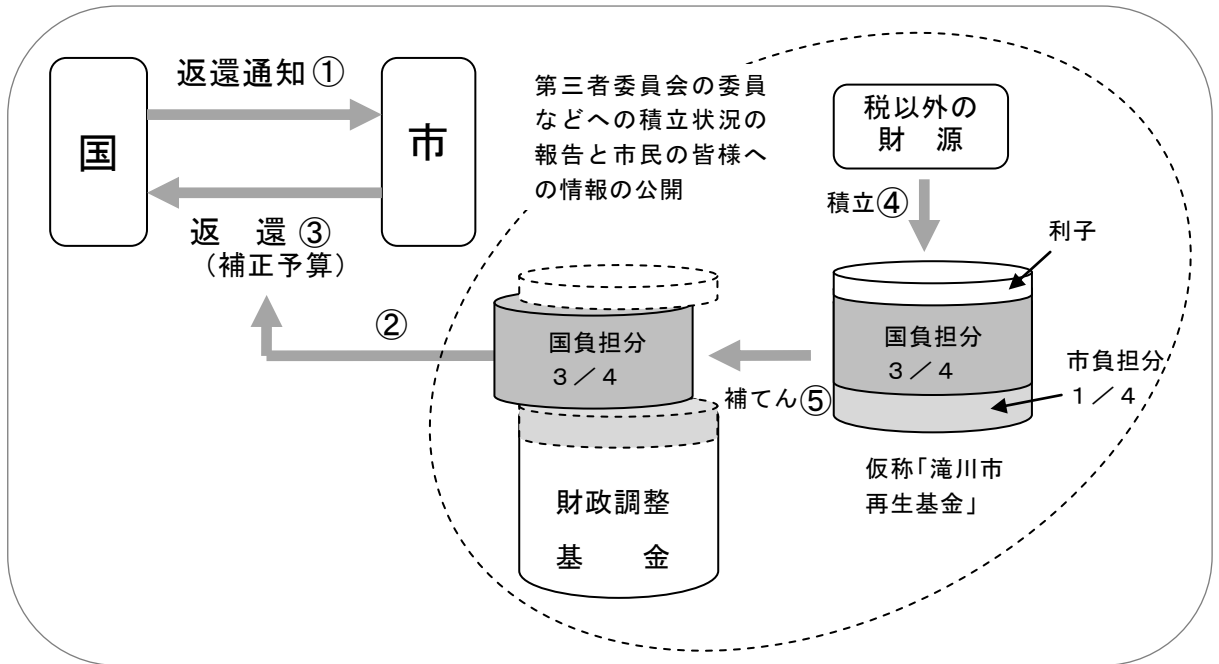
ア 国からの返還通知は、滝川市に発せられるものであるため、財源を確保し補正予算を組むことで国庫に返還します。

イ 検討をしている方法は、一時的に財政調整基金を取り崩し、国庫に返還を行うものです。また、同時に「最終的に税の投入をしない仕組み」による国庫負担金の補てん策として、(仮称)滝川市再生基金を創設し、国庫への返還額(生活保護費の4分の3)及びこれに係る利子相当額に、当該返還額に伴う滝川市の負担額(生活保護費の4分の1)を加えた額を積立上限額と定め、税以外の財源により当該基金に積み立てし、期限を定めて財政調整基金にその額を返済する方法です。

ウ 第三者委員会の委員などに対し、毎年度基金への積立状況について報告し、広報たきかわや公式ホームページ等により市民の皆様に情報を公開し

ます。

第3図 国庫負担金の返還方法（案）



6 確実な実行と市民への説明責任

第三者委員会からいただきました提言を確実に実行するため、福祉事務所の再発防止策及び市役所全体の改善策について、職員とともに一丸となり迅速かつ着実に取り組んでまいります。

また、取組の成果や創設する基金への積立状況について、定期的に第三者委員会の委員などに報告し、指導、助言をいただきたいと思いますと考えております。

これらの取組状況は、広報たきかわや公式ホームページ等により市民の皆様へ情報を公開します。また、まちづくり懇談会などで市民の皆様にご説明し、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

—おわりに—

生活保護費詐欺事件は、捜査当局のご努力により起訴され、近いうちに公判が開始されます。裁判については適切に対応し、また、不正受給に対する損害賠償請求については厳正に取り進めてまいります。

このたびの生活保護費詐欺事件で、市民の皆様への行政への信頼を大きく揺るがせたことにつきまして、改めて深くおわびいたします。

信頼される市役所を一日でも早く取り戻すため全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。